

令和 8 年度以降の評価委員会の開催方法等について

【趣旨】 地方独立行政法人法の一部改正に伴い、令和 7 年度以降、公立大学法人秋田公立美術大学（以下「法人」という。）の年度計画および年度評価が廃止となり、法定の業務実績の評価（以下「法定評価」という。）は、見込評価（5 年目）と最終評価（目標期間終了後）のみとなるが、法定評価を適切かつ円滑に行うためには、評価委員会が法人の業務実績等を適時把握する必要がある。そのため、法定評価がない年度の評価委員会の開催方法等について、年度内に決める必要がある。

〈事務局案〉 令和 8 年度以降、法定評価がない年度は、原則として評価委員会を開催しないこととする。ただし、適切かつ円滑な法定評価の実施に向け、毎年度、市が法人から中期計画で設定した指標の進捗状況を確認し、その結果を各委員にお示しすることとした。

1 地方独立行政法人法の一部改正の概要

現行の制度では、公立大学法人および設立団体が、毎年度の年度計画および年度評価に関する業務により多大な事務量が生じており、リソース（資源）を教育の質の向上や地域貢献に資する取組に十分に振り分けられないため、地方公共団体からの地方分権提案により、令和 5 年地方分権一括法において、地方独立行政法人法の一部改正が行われ、公立大学法人に関しても、国立大学法人と同様に、中期計画の記載事項として、中期目標を達成するためにとるべき措置に関する指標を追加した上で、年度計画および年度評価を廃止することとされた。また、年度計画および年度評価の廃止については、経過措置により、令和 6 年 4 月 1 日以後に開始する中期目標の期間に係る中期計画について適用することとされた。

2 評価委員会の開催スケジュール（案）

中期目標の期間		第 2 期				第 3 期					第 4 期
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
		3年目	4年目	5年目	6年目	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目
評価委員会 (法定評価)	年度評価	○ R2実績	○ R3実績	○ R4実績	○ R5実績						
	見込評価			○						○	
	最終評価					○ 第2期					○ 第3期
評価委員会の開催回数等		2 回	2 回	3 回	4 回	2 回	なし (資料配付のみ)	なし (資料配付のみ)	なし (資料配付のみ)	2 回	4 回
			(委員選任)		(委員選任)		(委員選任)		(委員選任)		(委員選任)